

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が**新規就農者の初期投資の取組**に対して支援する場合、**都道府県支援分の2倍を国が支援**します。

※取組計画に応じた事業採択方式

＜通常枠＞

対象者：**49歳以下の認定新規就農者**

支援内容：**機械・施設等の導入**（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：**国費上限500万円**（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

＜特別枠（地域計画早期実現支援枠）＞

対象者：**49歳以下の認定新規就農者、認定農業者**

支援内容：① **機械・施設等の修繕・移設・撤去**等の経営資源の有効利用や、**法人化、専門家活用**等の円滑な経営移譲に向けた取組

② **機械・施設等の導入**

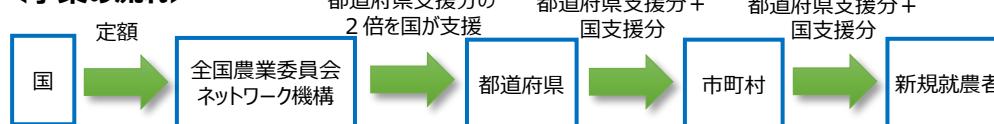
支援額：**国費上限600万円**（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国



都道府県

新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成

市町村（取組主体）

事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付 等

新規就農者



主な交付要件：

＜通常枠＞

- 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること（令和7年度以降が対象）
- 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

＜特別枠（地域計画早期実現支援枠）＞

- 将来像が明確化された地域計画***若しくは**目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画**に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
※地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
- 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人**であること
- 青色申告を行うこと
- 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 経営開始資金との併用は不可